

商工貯蓄 共済制度

医療保障特約が
さらに補償充実！

先進医療特約
1万円プラン追加

ご加入のご案内

あなたの力になります

貯蓄・保障・融資



加入のご案内

重要事項説明書

1 加入できる方 (契約者)

商工会の会員及び家族・従業員です。

2 保険の対象となる方 (被保険者)

保険年齢 6 歳以上 65 歳以下(貯蓄重視型・保障重視型)、
保険年齢 60 歳以上 70 歳以下(5 年満期型)の健康な
方で生命保険会社(引受保険会社:ジブラルタ生命保
険株式会社)の承諾される方です。

3 加入口数・期間

加入者に制限はありませんが、被保険者 1 人につきモ
デル 1、5、6 を通算して 50 口が限度です。

なお、申込時現在、被保険者が満年齢 15 歳未満で、
今回お申し込みいただく加入口数に応じた保険金と既
に加入されている保険金額(含む共済金額)を通算(注)
して 1,000 万円を超える場合には、お申し込みをお引
き受けすることができません。死亡保険金額 1,000 万
円が限度です。(他の保険会社の契約含む)

加入期間は 10 年(貯蓄重視型・保障重視型)と 5 年(5
年満期型)です。

(注)既に加入の「商工貯蓄共済の保険金額」および「他の保険契約(含
む共済金額のうち被共済者(被保険者)が死亡した場合に支払
われる保険金額(含む共済金)」が通算の対象額となります。

4 保険の契約・失効

商工会へ加入申込(掛金払込)をした日から、保険の
保障が開始されます。(但し、契約の承諾を条件とします)
6 か月以上掛金未納の場合は、除外になる場合がございます
のでご注意ください。

5 掛金・経費・保険料

掛金は 1 口当たり月額 2,000 円です。1 回目はお申込
みと同時に集金し、2 回目以降は銀行預金口座より毎
月 15 日に引落します。口座引落不能の場合、翌月あ
わせて引落します。

経費・保険料は「貯蓄・保障の内容」に記載のとおりです。

6 積立金一部払出制度

貯蓄積立金の範囲内で商工貯蓄共済積立金の一部払出
制度を受けることができます。

7 積立金及び利息

毎月の掛金から年 1 回の保険料と経費が差し引かれ、
残りが貯蓄積立金となります。2 年目から沖縄県商工
会連合会が定める金利(大口定期)で複利計算されます。

8 加入申込手続

加入申込書に必要事項を自署・捺印のうえ、初回共済
掛金を添えて商工会にお申込みください。但し、告知
事項が事実と相違すると保険加入の拒否や保険金が支
払われない場合がありますからご注意ください。

9 生命保険部分について

会社が経営破綻に陥った場合は、生命保険契約者保護
機構による契約者保護の措置が図られますが、解約等
のお取扱が一定期間できなくなったり、ご契約時の保
険金額等の削減、早期解約控除の実施等の契約内容の
変更が行われる場合があります。

10 貯蓄積立部分について

商工会貯蓄共済の貯蓄積立金は、預託している金融機
関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金
者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に
応じて削減される場合があります。

共済の内容

不慮の事故に備えたワイドな保障です

保障の内容（1口当り）

職種により加入できない場合がありますので商工会にお問い合わせください。

死亡保険金

不慮の事故及び病気等により死亡したとき

高度障害給付金

高度障害者になったとき

加入期間中（保険契約期間中）に被保険者が亡くなられたり、高度障害になられた時は、保険金とそれまでの貯蓄積立金をそれぞれお支払致します。

保障重視型

6歳～46歳

100
万円

47歳～54歳

50
万円

55歳～65歳

25
万円

貯蓄重視型

6歳～38歳

100
万円

39歳～48歳

50
万円

49歳～58歳

25
万円

59歳～65歳

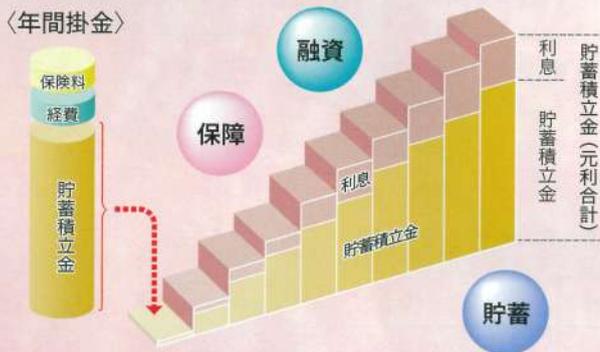
10
万円

5年満期型

60歳～70歳

25
万円

商工会貯蓄共済制度のイメージ図



審査基準表

審査基準保険金額	審査基準		
1500万円超～	加入不可	審査等扱い	
1200万円～1500万円		告知扱い	
1000万円～			
～1000万円	告知扱い		
年齢	～14歳	15～39歳	40歳～

保険契約に際しての審査基準は次のようになっていますが、健康状態について事実に反した申告（告知）をされますと、加入の謝絶や保険金が支払われない場合があります。申込をしても被保険者の健康上の理由、あるいは職業上の理由でジブラルタ生命が加入を断りする場合があります。また告知時点で妊娠8カ月以上（28週以上）、または分娩後一カ月以内の場合は、母子手帳の提出が選択方法に関わらず必要となります。

加入の特典

■満期更新

満期時に保険契約の継続を希望する場合、満期契約の保険金範囲内であれば、同一被保険者について自動継続（告知、審査等を受けることなく）できる制度です。

なお、更新の取扱は満期契約の保険金を限度として、更新時の増額分の保険金は、新契約として取扱ます。

更新できない契約もありますので、詳しくは商工会へお問い合わせください。

税務の取扱い（集団扱い定期保険料）

●個人事業主が加入者の場合家事費となる保険料、または個人が加入者の場合の保険料は、生命保険料控除の対象となります。

★年間経費…加入者が法人・個人事業主の場合は損金（必要経費）処理ができます。

法人が加入者の場合		
被保険者	受取人	取り扱い
役員のみ	法人	損金
役員・従業員	法人	損金
役員、又は特定の従業員のみのみ	親族	役員報酬、又はこの従業員の給与
役員・従業員	親族	損金

個人事業主が加入者の場合		
被保険者	受取人	取り扱い
事業主	親族	家事費
青色専従者	親族	必要経費（専従者の給与）
白色専従者	親族	家事費
青色専従者・従業員	事業主	必要経費
従業員	事業主	必要経費
従業員	親族	必要経費

融資の斡旋について

■申込み資格

貯蓄共済に加入し、6カ月以上正常な掛金継続を行い、かつ借入金返済も確実に認められた方は、融資の斡旋が受けられます。

最高融資限度額は、2,000万円迄。

(家族及び従業員の加入口数も加算可能)

■申込み手続き及び審査

融資の斡旋を受けようとするときは所定の「融資斡旋申込書」に必要事項を記入し、商工会に提出して下さい。

商工会金融審査委員会の議を経て、斡旋を行います。

なお、この融資の諾否は金融機関が行います。

■期 間

- (1) 運転資金 (5年以内)
- (2) 設備資金 (10年以内)
- (3) 生活資金 (5年以内)

■償還方法

原則として借入の翌月から月賦償還(元金均等、元利均等)但し、一括返済の方法もあります。

(注)保証協会取付の場合は元金均等のみ。

■融資限度額

加入経過時間	一口につき	種 別	最高融資限度額
6カ月以上	120万円 以 内	貯蓄積立金範囲内	積立額
		信用貸付	2,000万円
		信用保証協会	2,000万円
		不動産担保	2,000万円
		生活資金	200万円

■保証人及び担保

- (1) 連帯保証人
 - (ア) 融資額が貯蓄積立金の範囲内であれば不要。
 - (イ) 個人事業者は原則不要。但し、申込者以外の収入を合算する場合又は、担保を提供する場合においては、その者を連帯保証人として徴求する。
 - (ウ) 法人の場合は、代表者(代表権を有する者)を徴求する。
- (2) 担保
 - 信用貸付又は不動産担保とする。
 - 但し、「承諾書」(債務の履行を怠った場合は、貯蓄積立金等を債務に充当する旨)を徴求する。
 - 信用貸付の場合の保証会社は銀行が定める機関とする。

■融資のある加入者の解約

融資残債があり解約した場合は、貯蓄積立金を融資残債に充当する。但し、やむをえず一括返済できない場合は、脱退日から一般金利に融資利率を変更いたします。



 沖縄県商工会連合会

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1
電話(098)859-6150(代) FAX(098)859-6149

取扱銀行 沖縄海邦銀行 琉球銀行 沖縄銀行 ゆうちょ銀行
取扱保険会社 ジブラルタ生命保険(株)
(掛金引落しのみ)